

社会福祉法人わかば会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

報酬 (日額)	7,000円	
費用弁償 (日額)	由利本荘市内	無
	由利本荘市外	交通費の実費

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張する場合には、つぎにより旅費を支給することができる。

交通費	実費	
	個人の車を使用するときは、1キロメートルあたり26円を支払うことができる。	
日当 (日額)	県内	無
	県外	5,000円
宿泊費 (一泊)	県内	実費
	県外	実費支給 上限 10,000円

- ・出張する場合、所定の申請書により事前に理事長の許可を得なければならない。
- ・旅費（日当除く）は、すべて実費精算とする。（領収書添付の上、清算とする）
- ・日当は出発日が午後の場合、または、帰着が午前の場合はそれぞれ半額とする。
- ・交際費・会議費等の使用があった場合の日当は半額支給とする。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の改廃)

第7条 施設は社会諸法令の制度あるいは改廃、社会経済情勢の変化、会社の経営方針、および運営状況等によりこの規程を改廃することができる。

附則

この規程は、平成28年3月11日より適用する。

別表1

報酬 (日額)	7,000円	
費用弁償 (日額)	由利本荘市内	無
	由利本荘市外	交通費の実費